環境要素の区	分市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
【全般事項】  1 南アルプスの自然環境の保全  (1) 自然環境の保全別のコネスニュニバーク登録との整合	「特別の大力・スコエコバーク登録に影響を与えないよう配慮りを記してというでは、	る。また、堆積残土や河川の汚濁が山岳・渓流景観を喪失させ、狭い山道をき交う工事車両の往来がエコツーリズムや観光客の来訪を困難にするな、、その深刻な影響は移行地域のみならずエコパーク全体の機能喪失につなり、本来の目的の達成を妨げることになる。ま、求められるのは、本年6月に予定されているユネスコエコパークの登録認を妨げる環境影響を可能な限り回避すべく、万全の対応を図ることであっため、事業者は南アルブスの自然を十分に理解・認識し、計画の具体化当たっては、評価書作成の前段階から関係行政機関等と協議を行うこと。ま、エリア全体の保全管理策や実行体制など、必要とする一連の情報やデーの提出に責任をもち、必要な場合は計画の見直しも含めてユネスコエコパーの登録実現を積極的に支援することが必要である。々には、南アルブスを源とした豊かな自然環境とその恵みを、後世への財として引き継ぐ責務があり、静岡市では、その豊かな自然を保全し、価値をき上げることによる地域活性化・地域振興を推進しているところである。特、南アルブス地域においては、人と自然が共生し持続可能な発展の実現にけた取組みを推進しており、これらの取組みが他地域へも拡大し、中山間地		静岡、長野、山梨の3県にまたがる南アルプスは、赤石山脈とも呼ばれ、白根三山(北岳、間の岳、農鳥岳)を中心に甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山、赤石岳、塩見品かいの中央構造線まで、現在隆起し続けている活動的山岳地形、風景を形成している。 西山脈の赤は、1億年以前から続くプレートの沈み込みに伴い付加された、昔の太平洋深海底堆積物(チャート)の赤に虫を秘めているアーカイジの高の地下には、その監を解くカギがまだまだ隠されており、このまたは、将来に残すべき重要な遺産を解くカギがまだまだ隠されており、この自然は、将来に残すべき重要な遺産を解くカギがまだまだ隠されており、この自然は、将来に残すべき重要な遺産も未来も活動的変動帯であり続け、南アルプコロッパアルプスなどに比べ、岩石は脆く崩れやすく、河間の変調帯特の屋地である。下れとともに、日本列島は現在も未来も活動的変動帯であり続け、南アルプコロッパアルプスなどに比べ、岩石は脆く崩れやすく、河間に降浸度による連り、は、年間4mm以上という、世界最速レベルの速度で現河川陸と浸度による。下れと関係者の変が帯特の尾根が割れる線状凹地、いくつもの崩壊扇が地等の浸が進んだ特徴的な地形が見られる。大井川源流部の森林は、木材生産のための開発と利用が繰り返されてきた場所ではあるが、時を共に変化しながら、遠な高川帯に銀糸の南原の線徹、ある南アルプスの自然環境は人が守るでき自然の仕組を学び、それと共存するため、現まに変化しながら、遠な高川帯にかると、音ではな動植物を育む、我が国の代表的と現底系の南原原線徹、ある南アルプスの自然環境は人が守るでき自然の仕組を学び、それと共存するため知恵を育なが表別に対していると考えるできるがである。我々には、本明底として引きなが表されている南アルプスとの共生を考え、後世への前産として引きが発が含まる地域に結ま下、同様関係といる場所に続け、単独元住民、計画の場解析といるには、本明にとして引きが発きがまり、地域に発生する時間、近に県等、という。)に報告者、地域に結まで、東の前段は保護して、上地改変を行り地域になら見、並びに県等り、というの場所が表別においては、現及ととより、近に関係する静画のよりに報告が、上型、と野の3県10市町村は、月自然で展示なが高むまり、東側の1県10市町村は、月自然では原外であり、地域になり、地に大きな原外に対している。とととなる南でルプスに関係する静岡に、山梨、長野の3県10市町村は、月自然、東京を開かまがまのまた。東京の1県での3県10市町村は、月自然は保護を再が成り、地下をトンネルで横断がするしるととなる南がより、東側の配慮を求める。また、南アルプスに関係する静障に、中央新幹線が地下をトンネルで横断することとなる南がより、単年の3県10市町村は、月は、地下後も1場に、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しが、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対し、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対し、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しないは、1場に対しては、1場に対しが、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対し、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対し、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対し、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しては、1場に対しが、1場に対しが、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対しが、1場に対し、1場に対し、1場に対しが、1場に対し、1場に対しては、1場に対しが、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対しが、1場に対し、1場に対し、1場に対し、1場に対しが、1場に対しが、1場に対しが、1場に対しが、1場に対し、1場に対しが、1場に対	
	2 ・大井川の流れの阻害や土石流等の災害を発生させないようにすること  建  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に			本事業におけるトンネル掘削などの建設発生土の処理に伴う大規模な土地改変は、南アルプス地域の生態系全体に大きな影響を及ぼし、希少な野生動植物の個体数減少をもたらすおそれがあることから、土地改変面積や建設発生土の量を減らす等、十分な環境保全措置を実施するとともに、適切な調査を行うことを求める。また、建設発生土の処理に当たっては、処理量の削減を図るため、非常口(斜坑)等の計画について再検討することを含め、各発生土置き場の具体的な位置・規模等の詳細について、事前に関係機関と協議することを求める。特に、発生土置き場が恒久的な施設となる場合は、土石流、地すべり、深層崩壊等の大規模な土砂移動、濁水の流出、細かい粒子の底質への堆積や外来植物の侵入なども想定し、生態系全体や景観への影響も考慮した調査を実施した上で、将来の土地利用も見据え、関係機関と協議の上、対策を講ずることを求める。	【委員意見】 ①斜坑を掘る必要性が疑問。 ②発生土置き場の場所を特定し、生物群の調査を実行すべき。 【反映状況】 ①非常口(斜坑)等の計画について再検討ることを含め、事前に関係機関等との協議求める旨記載しました。 ②生態系全体への影響を考慮し調査を実施る旨記載しました。

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見項目番	<b>答</b> 申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
環境 2 大井川における河川流量の確保等水環境の保全 (1)大井川における河川流量の確保	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見  【静岡県議会くらし環境委員会】 大井川源流域での河川流量の減少による下流域への影響など、準備書の予測結果は不確実性が高い。  有識者会議の設置などについても検討するべきである。  第三者による専門的判断を要することから、有識者会議の設置が必要 ・河川流量や地下水位の定点観測を行うこと。 【川根本町ほか3団体】・トンネルエ事の影響を把握するため、河川流量及び水質の観測体制を整備すること 【大井上水道企業団】・大井川流域の地下水位の継続測定を実施すること・ブ河川流重が減少に下場での異体野はの対象とすること。・ 大井川流域全体を環境影響評価の対象とすること。・ 河川流量を減少させない工法を示すことあわせて効果を示すこと。・ 別州者信事業及び環境影響評価の内容を説明すること。・ 長期間の実測を行うこと。	静岡市長意見 項目番	本事業は、中央新幹線の本線のほか、非常口(斜坑)2本、工事用トンネルと多くのトンネルの掘削を伴うことから、工事中及び供用後のトンネルの存在により、大井川の流量減少を懸念する流域市町及び利水団体、地権者等の多数の関係者が存在する。特に、大井川の水を水道用水、農業用水及び発電用不好で発電力といっていないが、大井川の水を水道用水、農業用水及び発電用水等に利用しており、大井川上の流部の河川流量が毎秒2立方メートル減少するとの事業者の予測が現実となった場合、住民生活、産業活動にとって、将来にわたり深刻な影響を及ぼすおそれがある。このような重大な影響が懸念されること及び準備書の予測結果は不確実性が高いことから、毎秒2立方メートル減少するメカニズムを関係者に分かりやすく説明するとともに、環境保全措置の実施に当たっては、鉄道施設(山丘石・シネル、非常口(山岳部))への技術的に可能な最大限の漏水防止対策と同施設内の湧水を大井川へ戻す対策をとることを求める。また、工事的、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中、工事中	
水環境の 保全	住民生活にどのような影響を及ぼすのか、より詳細で多面的な調整・検討を行うべきで、県は、JR東海に対して働きかけていくべき。  「特岡県議会くらし環境委員会」 工事に伴う排水や多数の工事従業者が生活する作業員宿舎等かの実活排水等は、清澄な大井川の水質悪化や生息する水生生物への影響が懸念される。  「対していて適切になるのは、清澄な大井川の水質悪化や生息する水生生物のな野が懸念される。	事施エヤード、宿舎、発生土置き場など複数の 抗域に排水することや、トンネル掘削等による水量 環境への影響が懸念される。そのため、以下の事 対応すること。 環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範 予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を	工事中及び供用後のトンネルの存在は、沢や支流を含む大井川の上流部から下流部に至るまで、流域全体の生態系に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるため、流量確保に加え、水の濁りや汚れ等、水質に配慮した排水対策を含め、水環境全体の保全に万全を期すことを求める。	【委員意見】大井川流域全体の生態系の及ぼす影響を懸念。 【反映状況】流量確保、水質に配慮した排水対策等による水環境の保全を記載しました。

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
3 地元住民の生活環境の保全(1)地元住民との協議・連携	工事用車両の運行に当たり、地元車両の優先や待避場所を設ける等、地域交通への配慮を徹底するとともに、地元住民への説明を行うこと。  ・増加する登山客への対策、工事用車両通行による井川地区の道路環境整備を行って欲しい。  ・地元車両の走行を優先し、地元及び観光等の一般車両に走行規制等による不便を与えないこと。 ・工事用車両が登山者等の送迎バス、観光バス等の運行に与える影響の有無について検討されていない。 ・5月の連休、夏季・秋季等の登山シーズンには、工事車両の運行を止める等の保全措置の実施が必要。  大気、騒音、振動、交通等について、登山者に影響を与えないよう配慮すること。  ・環境について地元との話し合いを要望する。そうすれば努力して協力していきたい。 ・井川地区が携わったダム建設は、50年以上たっても中部電力が地元対応している。JR東海にも事業完了後、きちんと地元対応するよう求めたい。  ・静穏な生活環境を維持するとともに、登山者及び観光客が期待する環境を保つこと。  【静岡市議会決議】 ・全般的に狭隘道路が多い井川地区の現状や、南アルブスを訪れた観光客、登山客等の皆さんの安全を十分に確保するため、道路の拡幅・整備、安全対策や、さらに井川ダム以北の上流部の堆積砂利対策等も十分に検討すべき。  【静岡市選出県議要望書】・本県は沿線1都6県の中で唯一、駅が設置されず、東京や名古屋に入口や経済が吸い取られ、文字通り「陸の孤島」になりかねない。「事業にメリットなく、必要ではない。」という意見もある。  【静岡市選出県議要望書】・井川地区など地元の意向に配慮しながら、自然景観との整合や道路舗装などアクセス改善に取り組み、人と自然とが相互に関わりらいこと。			長期間にわたる工事により、井川地区等の地元住民の生活環境や登山者を始めとする観光客の活動に影響を及ぼすおそれがあるため、工事前、工事中はもとより、供用後も、関係機関との協議を継続し、南アルブスの自然と共生する地域の静穏な生活環境及で観光客を惹きつける美しい景観や豊かな自然環境の保全に努めるよう求める。例えば、工事用車両の運行については、早期に道路管理者との協議を行い、地元及び観光車両の優先や待避場所の確保等、地域交通への配慮を徹底した運行計画を策定し、特に5月の連体や夏季・秋季等の登山シーズンには、地元及び観光車両に交通規制等による不便を与えないよう対策を求める。また、工事終了後は原状に戻すことを原則として、土地改変を行う地域はもとより、事業により環境影響の生じるおそれのある地域の現況を写真や図面等により継続的に記録し、定期的な調査を行った結果を、県等に報告し、公表することを求める。なお、工事に使用する道路及び作業員宿舎等の施設については、将来のユネスコエコパークとしての保全・活用の上で、重要な役割を果たすことから、自然環境との共生に配慮しながら関係機関と協議の上、将来を見据えた計画とすることを求める。	【委員意見】道路は利用者優先で、工事用車
育の徹底	作業員の生活に伴うごみ量の削減及び環境負荷を低減した処理 方法を採用すること。 生活物質の運搬等による影響を低減するとともに、作業員の人 数、作業の従事の仕方、生活様式等を詳細に記載すること。 また、作業員の行動により、一般の観光客の快適性を阻害しないようにすること。 ・静穏な生活環境を維持するとともに、登山者及び観光客が期待 する環境を保つこと。 ・井川地区人口より多い工事関係者の防犯・医療対策を行ってほしい。 【静岡市選出県議要望書】 ・工事現場からの排水や作業員宿舎からの生活排水は、可能な限 り負荷量を低減させる排水対策に努めるとともに、水質の確認と記 録の保存を継続し、場合によりオフセット対策など十分な環境保全 措置を講ずること。	【総括事項】 6 本事業の実施に当たっては、事業者のみならず、すべての工事従事者が南アルブスの自然を十分に理解・認識することが必要である。そのため、事業者は工事従事者への教育及び指導、並びに作業管理を徹底し、その内容を随時報告すること。		建設作業による自然環境への影響に加え、井川地区の人口を上回る工事関係者が生活する作業員宿舎等からの生活排水やごみの排出、工事用車両及び生活物資を運搬する車両の走行による地元住民の生活環境や観光客の快適性への影響を低減するため、工事関係者に対し、南アルプスの自然を十分に理解し、作業中の歩行範囲を必要最小限とする等の環境保全教育及び作業管理等の指導を徹底し、その状況を県等に報告することを求める。また、長期にわたる工事期間中において、事業者及び工事関係者は、南アルプス及び地元住民と共生するという意識を持ち、自然環境及び生活環境への負荷の増加をできる限り抑制することを求める。	【委員意見】工事関係者への環境保全教育が必要。 【反映状況】環境保全教育等の徹底について記載しました。

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
(1)評価書等への記載及び調査結		【総括事項】 静岡県域においては、供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動が周辺環境に及ぼす影響を的確に評価することが重要である。また、本事業が安心・安全であるという認識が得られるよう、以下の事項に配慮されたい。 1 今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、評価書の内容を具体的かつ分かりやすい内容とした上で、これを適切に公表して寧に説明すること。 2 評価書作成の前段階から関係自治体及び専門家等との意見交換に努め、必要な場合には計画の見直しを検討し、評価書及び工事実施計画書を作成すること。 3 想定される構造物については、イメージ図等を用いて分かりやすく評価書に記載すること。特に、地表部の構造物については、位置・規模も含め詳細に記載すること。		工事中はもとより、供用後に至るまで、本事業が周辺環境に及ぼす影響を的確に評価することが重要であるため、本意見書に記載した意見の全てについて、評価書の本文中に漏れなく記載することを求める。なお、やむを得ず、評価書への記載が間に合わない事項については、評価書提出後に随時、県等に書面で報告することを求める。また、本事業が環境保全の見地から、最大限の配慮を行うとしていることが、今後作成する関係図書を読む人全てに理解されるよう、以下について対応することを求める。ア 今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。イ 評価書作成の前段階から関係機関及び専門家等との意見交換に努め、必要な場合には工事計画の見直しを検討し、評価書及び工事実施計画書を作成すること。ウ 構造物は、パース図やフォトモンタージュ等を用いて、誰にも分かりやすく記載すること。特に、発生土置き場については、位置・規模・形状も含め詳細に記載すること。	
報告みび公表	2			準備書及び意見概要書の事業者見解等で、自ら実施すると述べている事後調査 及びモニタリングに加え、本意見書で新たに又は追加で求める調査を実施し、 結果及び分析・評価について県等に報告するとともに公表することを求める。	
5 環境監視体制の確立	住民が不安に思うことについて、すべて、説明すること。現時点で、説明しきれないもの等については、事業者が調査をし、報告・公表すること。事業者の行った調査については、地元、行政、専門家等による組織の中で、内容を協議し、手法等について意見を求め、事業者はそれについて調査方法等を改め、継続し行うこと。  ・継続した地元説明会の開催・協議の場の設置・関係自治体との連絡体制の構築・常設の相談窓口の設置・調査結果は公開すること・工事完了後も定期的に測定結果を報告すること・監視項目は、見直しを行うこと・予測と異なる結果が生じた場合は環境保全措置を再度検証すること・事業者は、協議への参加、情報の提供に協力すること・事業者は、協議への参加、情報の提供に協力すること・主壌のモニタリング  【静岡市議会決議】・JR東海と静岡県は、ユネスコエコパーク登録への取り組みや、周辺・下流域住民の安心・安全な生活の確保のための取り組みに十二分に配意し、静岡市との協議を密に行うよう強く訴える。  【静岡市選出県議要望書】・事業全体における継続的な事後調査や情報公開とともに、第三者的立場で工事の進捗に合わせて工事手法及び環境保全対策を客観的に協議、評価する環境監視体制を、県や静岡市など関係機関と協働で確立すること。			本事業は、期間が10年以上に及ぶことや、これまでにない大規模な土地改変を伴うことから、自然環境や生活環境に様々な影響が生じるおそれがある。このため、工事及びトンネル等構造物の存在が、南アルプスの貴重な自然環境や井川地区を始めとした地域の生活環境、あるいは大井川流域全体の水環境に及ぼす影響を正確に把握するとともに、事業者による環境保全措置の詳細な内容とその効果をしっかりと検証していく必要があるため、県は、有識者や地域代表者等で構成する新たな環境監視体制を整備し、詳細に確認するべきであると考える。なお、この環境監視体制が整備される場合は、事業者は、当該体制に参画し、調査結果等を説明するとともに、同体制から新たな又は追加の環境保全措置が示され、又は工法や観測方法等についての助言があった場合は真摯に受け止め、幅広い視点で再検討し、実施する等、自然環境、生活環境及び水環境の保全のため、積極的な協力を求める。	【委員意見】環境監視体制を整備することが 大事。環境保全措置を再度検証させるような 強い文言が必要。 【反映状況】環境監視体制の整備及び専門家 の助言等を踏まえた真摯な検討等を記載しま した。

		要素の区分		市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項	[目番号	를 -	答申 (案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
①大気環境	生活環境(環境の自然	大気環境	二酸化窒素、浮遊粒子		1 大気質 (3)予測に用いた大気の拡散計算については、山岳地形であることを踏まえて他の予測手法についても検討し、その結果を比較した上で手法の妥当性について検証すること。また、予測に用いた手法の詳細とその根拠について評価書に記載すること。	1 (1	1)ア	(ア)	ア 工事用車両(資材及び機械の運搬に用いる車両)による影響について求める事項は、以下のとおり。 予測に用いた大気の拡散計算については、大気汚染物質が拡散しにくい山岳地 形であることを踏まえ、他の手法との比較により手法の妥当性を検証し、その 結果を示すこと。また、予測に用いた手法の詳細とその根拠を示すこと。	
境	然的構成要素 )		- 状物質		1 大気質 (1)大気安定度等を求めるために不可欠な現地の気象観測点は1地 点のみであり、この地点のデータのみですべての拡散計算を行うこと には問題がある。このため、予測結果を検証するためのモニタリング を実施し、求めに応じてその結果を報告すること。	(1)	) ア		大気安定度を求めるために不可欠な日射量及び放射収支量観測点は北側の非常口に近い1地点のみであるが、二軒小屋ロッジ付近と気象条件の異なる井川地区で予測・評価を行うに当たり、同じ大気安定度を用いるのは精度の点から問題がある。 大気汚染物質が拡散しにくい山岳地形においては、一時的に大気汚染物質が高濃度となるフュミゲーションが発生するおそれがあることから、予測結果を検	
					1 大気質 (2)対象事業実施区域の地理的状況や気象状況を踏まえ、フュミゲーションに相当する状況をもたらす気象状況などでの拡散計算による環境影響評価を行い、極端条件下での環境影響がどのような状況になるのかを把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。			証するための調査を実施し、その結果を県等に報告し、公表すること。 また、工事期間中の調査で気温の鉛直分布等のデータを収集し、必要に応じて 一時的に大気汚染物質が高濃度となった場合の影響や環境保全措置を検討する こと。		
					1 大気質 (4)濃度予測計算で重要な拡散パラメータ値や境界条件データなど、予測計算に用いた数値について評価書に記載すること。	1 (1	1) イ	(ウ)	濃度予測計算に用いた数値をできる限り詳細に示すこと。	
					1 大気質 (5)建設機械の稼働による影響について、通常の平面とは異なる山岳地形であることを踏まえて定量的な予測を行い、発生源を中心とする濃度分布図等を用いて影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。	1 (1	1)イ		建設機械の稼働による影響について、上記ア及び大気汚染物質の排出量を踏ま えて定量的な予測を行い、発生源を中心とする濃度分布図等を用いて影響を分 かりやすく示すこと。	
				排出ガス基準が緩い時代の使用過程車(低年式車)の通行に伴う 一時的な大気汚染により苦情が発生することも予想される。大気環境が良好な地域であることを踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両からの排出ガス等による大気汚染が生活環境に影響を生じないよう配慮すること。		1 (1	1) ウ		大気環境が良好な地域であることを踏まえ、最新の排出ガス規制に適合する工事用車両及び建設機械の使用に努めるとともに、工事用車両については原則自動車NOx・PM法に適合する車両を使用するなど、大気汚染物質を抑制すること。	
				・運搬用車両の低減を図るとともに、道路の崩れ等による粉塵被害を防止し、騒音、粉塵、大気汚染物質による生活環境への影響の抑制すること。	1 大気質 (6)発生土置き場における運搬車両からの積載土砂の積み下ろし時の粉じんについて、周辺環境及び登山客等に影響を及ぼさないよう、 飛散防止対策等の環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。	1 (2	2)		工事施工ヤードや発生土置き場における工事用車両からの積載土砂の積み下ろ し時の粉じんや、建設機械からの粉じんについて、周辺環境及び登山客等に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策等の環境保全措置を記載すること。	
		騒音		井川地区の道路交通騒音(地点06)の環境基準は、幹線道路の特例値である昼間70dBを採用している。しかし、当該区間は1車線道路であり、道路に面する地域の環境基準の適用条件に合致しないことから、一般地域の環境基準(昼間55dB)を適用すべきである。現況騒音は57dBと環境基準を超過する状況であるため、少なくとも57dBを悪化させないよう環境保全措置を講ずる必要がある。		1 (3	3) ア	(ア)	ア 工事用車両による影響について求める事項は、以下のとおり。 井川地区の主要地方道南アルプス公園線(地点06)は1車線道路であり、車道 内で工事用車両が安全かつ円滑にすれ違える状況にはないにもかかわらず、準 備書では2車線以上の幹線道路における環境基準の特例値である昼間70デシベルを採用しているが、一般地域の環境基準である昼間55デシベルを適用すること。現況騒音は57デシベルと環境基準を超過する状況であるため、57デシベルを悪化させないよう環境保全措置を示すこと。	
				・騒音についても事後調査を実施すべき	2 騒音、振動 (1)工事中は継続したモニタリングを実施し、測定結果の公表及び説明など、周辺住民等に適切に対応すること。	1 (3	3) ア	(イ)	工事用車両のピーク時交通量は、二軒小屋付近で約480台/日(現況大型車交通量比68倍)、椹島付近で約330台/日(同11倍)、井川地区で約220台/日(同6倍)となり、現在と比べ著しく交通量が増加することから、工事中は継続したモニタリングを実施し、測定結果の公表及び説明など、地元住民の理解が得られるよう対応すること。	

環境	要素の区	分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目都	番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
	S   S   S   S   S   S   S   S   S   S	騒音	・現状調査について、調査時期など詳細に記載すべき	2 騒音、振動 (2)発生源と予測地点との関係や、騒音レベルに影響を及ぼしている要因を含めた予測地域全体の詳細な状況と測定地点の選定理由について、評価書に記載すること。	1 (3) 7	P (5	発生源と予測地点との関係や調査時期、騒音レベルに影響を及ぼしている要因 (地形、地表面、建物位置等)を含めた予測地域全体の詳細な状況と測定地点 の選定理由を示すこと。	
記典意			・騒音予測において、川の音などの暗騒音として含めているのでないか、また、車両の交通に伴う騒音を川の音などの自然の音がらの変化と捕らえるのは適当ではないのではないか。	2 騒音、振動 (3)暗騒音に河川が大きく影響しているのであれば、河川の影響のない同類地点での現況騒音の状況を把握し、参考値として評価書に記載すること。	1 (3) 7	P (=	正) 暗騒音に河川が大きく影響しているのであれば、河川の影響のない同類地点での現況騒音の状況を把握し、参考値として示すこと。	
				2 騒音、振動 (4)建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による騒音レベルを定量的に予測し、影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。	1 (3) 1	ſ	建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による騒音レベルを定量的に予測・評価したものを分かりやすく示すこと。なお、予測・評価地点として、工事施工ヤード敷地境界及び山小屋等の宿泊施設を必ず含めること。	【委員意見】距離減衰等、数値的評価が抜けている。 【反映状況】定量的な予測・評価を示す旨記載しました。
	振動			2 騒音、振動 (5)振動についても、必要に応じて騒音と同様の対応を検討すること。	1 (4) 7	7	工事用車両の通行により、現在と比べ著しく交通量が増加することから、工事中は継続した調査を実施し、測定結果の公表及び説明など、周辺住民の理解が得られるよう対応すること。	
					1 (4) 1	1	建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による振動レベルを定量的に予測・評価したものを分かりやすく示すこと。なお、予測・評価地点として、工事施工ヤード敷地境界及び山小屋等の宿泊施設を必ず含めること。	
	悪臭		工事用車両からの排出ガス等による影響が発生しないよう配慮すること。		1 (5)		大気環境が良好な地域であることを踏まえ、最新の排出ガス規制に適合する工事用車両及び建設機械の使用に努めるとともに、工事用車両については原則自動車NOx・PM法に適合する車両を使用するなど、悪臭物質を抑制すること。	【委員意見】排出ガス基準が厳しい車を使用 よする旨記載すべき。 【反映状況】排出ガス基準等に適合する車両 を使用する旨記載しました。
	そ の 他	気	・微気圧波について、しっかりと説明を記載すること	2 騒音、振動 (6)非常口から発生する微気圧波の影響について、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。また、影響がないのであれば、その旨を評価書に記載すること。	1 (6)		非常口から発生する微気圧波の大きさについて定量的な予測・評価を行うとともに、希少動物、登山者を含む観光客等へ影響を及ぼさないよう適切な環境保全措置を示すこと。また、影響がないのであれば、数値を用い論理的根拠を示すこと。	:

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
境   濁	(水質全般)		2 (1) 7	本事業に係る工事の実施により発生し、公共用水域に排出される水の濁りについて、工事期間中のモニタリングの結果に基づき、講じた環境保全措置の効果を検証し必要に応じて環境保全措置の追加や管理方法を改善すること。また、工事着手前に専門家の指導及び助言を受け、環境への負荷を軽減する施工計画やモニタリング計画を立案の上、実施し数値等の情報を定期的に県等に報告し、公表すること。	
	発生土置き場に伴う河川の水質、魚類等への影響について、事後調査を実施するとともに、調査結果に応じた適切な環境保全措置を講じる必要がある。  全体の水収支解析の一部の要因として扱っているだけであり、具体的な影響については解析していないということであれば、意見概要書にある事後対応が適切かどうかの判断も困難である。また、薬液注入はトンネル周辺に限られることから、確実性に疑問が残る。 意見概要書にあるように地下水が大井川の流量と関係が深いのであれば、河川流量の減少を防ぐために地下水についても具体的な対策を示すべきである。また、第三者的知見から検討するための有識者会議の設置についても検討すべきである。		2 (1) 1	本事業に係る工事の完了後も、発生土置き場を含む施工ヤード等から公共用水域に排出される水の濁りの程度を調査し、講じた環境保全措置の効果を検証した上で必要に応じて環境保全措置の追加や管理方法を改善すること。また、専門家の指導及び助言を受け、環境への負荷を軽減する施工計画や調査計画を立案の上、実施し、その結果を定期的に県等に報告し、公表すること。	

環境	要素の区	分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申 (案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
② 水 環 境		水 の 汚 れ		3 水環境 (5)長大トンネルの掘削により、地下湧水への有害物質の含有や水素イオン濃度の変化も懸念されるため、有害物質を含む工事期間中のモニタリングを実施し、適切な処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。	(2) ア	本事業に係る工事の実施に伴い発生し、公共用水域に排出される水の汚れ (pH・水温・有機汚濁・重金属等の無機汚濁等) について、工事期間中のモニタリングに基づき講じた環境保全措置の効果を検証し、必要に応じて保全措置 や管理方法を改善すること。また、工事着手前に専門家の指導及び助言を受け、環境への負荷を軽減する施工計画やモニタリング計画を立案の上、実施し数値等の情報を定期的に県等に報告し、公表すること。	
				3 水環境 (4)工事施工ヤードからの排水については、法令等に基づく排水基準のみに対応するのではなく、放流する河川の水素イオン濃度や流量に合わせた処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。	(2) 1	本事業に係る工事の完了後も、発生土置き場を含む施工ヤード等から公共用水域に排出される水の汚れの程度を調査し、講じた環境保全措置の効果を検証した上で、必要に応じて保全措置の追加や管理方法を改善すること。また、専門家の指導及び助言を受け、環境への負荷を軽減する施工計画や調査計画を立案の上、実施し、その結果を定期的に県等に報告し、公表すること。また、トンネル湧水をポンプにより排水して川へ戻す場合は、温室効果ガス量を抑制する手法を採用すること。	
				3 水環境 (6)工事の実施に伴うアルカリ廃液等の漏れなど、工事施エヤードに 2 おける管理を徹底すること。	(2) ウ	生コンクリートプラントの稼動に伴うアルカリ排水に係る予測・評価の方法を示すこと。なお、予測・評価していない場合は、予測・評価を行うこと。また、トンネル工事に係る吹付コンクリートに伴うアルカリ排水も含め、その中和方法等について有識者の指導及び助言を受けて公共用水域の水質に影響を与えないよう常に管理を徹底すること。	
				3 水環境 (3)700人程度の工事従事者が、十数年の長期に亘り生活をすることによる汚水や生活排水は莫大な量であり、極めて清澄な大井川の源流に影響を与えることは明らかである。特に、渇水期や冬期の結氷渇水期においては、宿舎等からの生活排水の影響は大きくなる可能性があるため、可能な限り高度処理設備を導入し、河川環境への影響がないよう環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。	(2) I	十数年の長期にわたる工事期間において、ピーク時には700人程度の工事関係者が生活することにより生じる生活排水は、極めて清澄な大井川の源流に影響を与える。特に、渇水期や冬期の結氷渇水期においては、宿舎等からの生活排水の影響は大きくなるおそれがあるため、可能な限り高度処理設備を導入し、河川環境への影響を低減するよう環境保全措置を示すこと。また、BOD等も含めた水質のモニタリングを行い、その結果を県等に報告し、公表すること。	
					2 (2) オ	供用後にトンネル内から発生した湧水を大井川に戻す場合に、その水質について定期的な調査を行い、その結果を県等に報告し、公表すること。	
	地下水	下			2 (3)	予測評価した既存の2つの井戸の水は大井川の伏流水に依存している可能性があり、工事施工ヤード等の工事に伴う大井川の水質の変化が井戸の水質に影響を与えるおそれがある。このため、「鉄道施設(山岳トンネル、非常口)の存在」及び「トンネルの工事」に加え、「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」も地下水(井戸の水)の水位及び水質に影響を及ぼす影響要因として考慮し、予測評価を行うこと。また、予測の不確実性が高いと考えられることから、地下水の水位及び水質について定期的な調査を行い、その結果を県等に報告し、公表すること。	

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	<b>答申(案)</b>	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
2 お資地			2 (4) 7	トンネル等事業に係る全ての工事及び鉄道施設の存在により、工事中のみならず、供用後についても大井川の流量を減少させないための環境保全措置を講ずること。	
②	大井川水利調整協議会等への説明会を実施していただいたが、 今後も適宜説明会等を開催し、下流利水者等の理解を得られるよう対応するべきである。				
块	大井川の利水に関する歴史的な経過を踏まえ、利水の重要性を 再認識していただいたうえで、各利水者に対し、きめ細かな説明が 必要		2 (4) イ	大井川の利水に関する歴史的な経過を踏まえ、利水の重要性を再認識した上で、大井川水利調整協議会等利水団体への説明、報告、協議等を継続し、理解を得ること。	
	【島田市ほか6市1町3団体】 ・大井川水利調整協議会等の利水団体への説明、報告、協議等を継続し、理解を得ること		2 (4) 1		
	・利水団体に対して定期的に報告・協議する場を設けること。				
	JR東海には、大井川渇水時の補償方法の提示と、関係市町長が納得するまでの説明を求める。				
	ないかなど、河川流量に影響を与える範囲及びその設定根拠について記載していただきたい。	3 水環境 (2)トンネルの工事及び鉄道施設の存在による水資源への影響について、準備書に記載されている内容だけでは減少した水がどのように散逸しているかが不明であるため、具体的な数値を記載し、解析過程と水収支を分かりやすく評価書に記載すること。		トンネルに係る工事及び鉄道施設の存在により、減少した水がどのように散逸	
	(水資源に影響を与える範囲) 資料編P環5-1-1から水収支解析について記載があるが、解析条件を具体的に記載していただきたい。(解析結果は工事中なのか供用後なのか。工事中であればどの段階の解析であるのか。見解書P58に記載のあるトンネルの適切な構造及び工法を採用した際の結果か。予測結果は年平均か一定期間の平均なのか。)				
	(水資源に影響を与える範囲) 見解書P73に「河川の流量については複数年のデータを用いてお り適切」とあるが、具体的なデータを示していただきたい。				
	準備書8-2-4-10 大井川の河川流量について、2m3/s減少する予測となっている が、そのメカニズムをわかりやすく示すべきである。		2 (4) ウ	しているかを、水利使用において条件の厳しい渇水期での影響や予測箇所より	
	・毎秒2tの流量減少の問題は、大きな影響があると指摘されており、丹那トンネルでの水源枯渇問題についての工事記録や函南町50周年記念誌を読み、学んでほしい。				
	・NEXCO中日本飛騨トンネル掘削には、水抜きボーリング等の対策を実施している。 ・毎秒2tは上越新幹線の中山トンネルで発生した湧水量の10倍の量である。				
	・毎秒2tの根拠、JR東海はすべてのデータを提示し問題がないことを示すべき。また、2tの水を戻す方法があるのか、可能であるのか、示すべき。				
	・地下水がどれくらい減少するのか求めるべき ・地下水位を低下させないための工法を具体的に示すべき ・事後のモニタリングを継続すべき				
	【焼津市、袋井市】 ・毎秒2㎡滅のメカニズムを分かりやすく説明すること				

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	<del> </del>	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況	
2		3 水環境 (1)河川上流部での毎秒2トン程度の水量減少は大きな変動値であり、自然環境や下流域の生活・経済活動をはじめ様々な影響が懸念される。そのため、本事業の実施に当たっては、現状の水質、水量を				
② 水 環 境	万が一減水が生じた場合、大井川に水を確実に戻す恒久的な対策 が必要	体児ナスナルの理接児会性学を護じ その目は体を証法事に記載す				
· 块	【焼津市ほか3市1町5団体】 ・下流利水者にとって、毎秒2㎡減の影響が非常に大きなものであることを認識すること	に、水利権の所在等についても明らかにすること。		河川上流部で流量が毎秒2立方メートル減少することにより、自然環境や下流		
	【島田市ほか6市2町9団体】 ・大井川流域の水は大井川に戻すこと。流量減となる場合、代替水源を確保すること	は専門家の指導及び助言を受けて適切な環境保全措置を実施すること。	2 (4) エ	域の飲用水を含む生活用水や茶業・漁業等の経済活動に対して様々な影響が懸念される。流量減少に対する環境保全措置では、「適切なトンネル構造及び工法の検討」として「トンネル工事における薬液注入」「防水シート設置」等を検討するとしているが、その効果を示すこと。		
	意見概要書に、河川流量を減少させないための対策として、薬液注入、防水シート等を検討しているが、確実性に疑問があるため、その他の対策についても検討し、関係者に説明するべきである。					
	(適切な構造及び工法) 適切な構造及び工法を採用することによる河川流水の減少を抑える効果について具体的に記載していただきたい。					
	大井川の河川流量を減少させないことを基本として対策工法等の 検討とその効果の説明が必要					
	【焼津市ほか3市2町7団体】 ・減量を抑制する工法を実施すること					
	(適切な構造及び工法) 見解書P72に「トンネル湧水を河川へ戻すなどの恒久対策」とある が、実現可能性が分かるような具体的な記載をお願いしたい。					
	静岡県内の水は、静岡県に返すこと。					
	戻す際には、現位置付近に戻すこと。					
	環境保全措置は、技術的にどう考えるか、具体的方策を提示する		0 (1) 4	意見概要書の事業者見解には「トンネル湧水を河川へ戻すなどの恒久対策」と		
	・取水制限による農作物への影響を懸念する。 ・流入量が毎秒8tの状況で毎秒2tの流量減少は影響が非常に大きしい。		2 (4) オ	あるが、トンネルに湧出した水を河川へ戻す具体的な方法を示すこと。		
	・下流域での表流水や地下水への影響調査とともに、「大井川の水 は減らさない。大井川の水は大井川に返す」ことを評価書へ記載願 いたい。					
	・毎秒2tの流量減少は非常に大きい。できれば、一滴の水も漏らさず戻してほしい。					

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番	号    答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
② 水	意見概要書に「隣接工区と貫通するまではトンネル湧水を汲み上げて大井川に戻すため、河川流量減少が現れるのは相当期間経過してから」とあるが、その間の流量観測方法や流量が減少した場合の具体的対策などについて早期に検討し、関係者に説明するべきである。		2 (4)カ	河川流量減少に関する定量的な判断ができるように、判断基準の基となる河川 流量の観測方法や、定量的な判断基準について示すこと。	
水 環 境			2 (4) +	環境評価の予測に係る水収支解析モデルに用いた河川流量データを県及び関係機関に報告すること。また、準備書に記載されている予測地点7地点と中部電力㈱畑薙第一ダム貯水池上流の1地点等において毎日一時間ごとに流量を観測して、県及び関係機関に報告、公表すること。なお、流量の観測は、直ちに開始すること。	
			2 (4) 7	大井川流域の複数個所において継続して雨量を観測し、県及び関係機関に報告、公表すること。なお、雨量の観測は、直ちに開始すること。	
			2 (4)ケ	上記の河川流量、降雨量の観測に加え、鉄道施設(山岳トンネル、非常口(山岳部))内への湧水量を観測、分析し、河川流量の減水の兆候があった場合には県及び関係機関に報告、公表するとともに、その後の対応等について協議すること。	
			2 (4)	トンネルの施工に当たって実施する河川流量等の観測は、鉄道施設(山岳トンネル、非常口(山岳部))の完成後、恒常的な状態になる時期までの期間において実施することを基本とし、観測を終了する場合は、県及び関係機関と協議すること。	
			2 (4) #	本事業の実施に伴い使用する水の量、取水場所及び施設等について具体的に示すこと。	
	【島田市ほか1市1団体】 ・水力発電による電力の確保、保全に努めること。河川流量減少対策の案が示されない場合、工事差止めの仮処分申請を行うことも辞さない。天竜川への影響について説明すること。		2 (4)シ	山梨県における工事が本県を流れる富士川に及ぼす影響、長野県における工事 が本県を流れる天竜川に及ぼす影響について示すこと。	
			2 (4) 7	河川流量を減少させない対策の検討、実施、並びに調査の立案、実施に当たっては、県及び関係機関と継続して協議すること。また、必要な場合は専門家の 指導及び助言を受け環境保全措置を実施すること。	
			2 (4) +	トンネルにおいて本県境界内に発生した湧水は、工事中及び供用後において、水質及び水温等に問題が無いことを確認した上で、全て現位置付近へ戻すこと。	【委員意見】大井川に水を戻す場合は、水質 及び温度に注意が必要。 【反映状況】水質・水温を記載しました。
	水資源に影響を与える範囲を明らかにし、懸念される流水の減水が生じないよう万全の対策を講じるとともにその効果を明記し、さらに、適切なモニタリング調査の実施について明示されたい。				
	(適切なモニタリング調査) 見解書P73に「実際に減水等の兆候が認められた場合には」とあるが、定量的な判断基準を記載していただきたい。少なくとも、供用開始までには定量的な判断基準を作成する旨の記載をしていただきたい。		2 (4) 7	工事中の河川の流量に係る事後調査の結果を工法等に反映していくこと。また、流量減少に対する環境保全措置の効果について県及び関係機関に報告、公表するとともに利水者等関係者に説明すること。	
	大井川の流水の減少について、「減水等の兆候」を判断する定量 的な判断基準を明確に示すことが必要				
			2 (4) 5	事後調査に加えて、トンネル工事に係る地盤等の調査結果について、工法、施工手順、工事用機械設備等の改善に反映していくこと。	

環境	要素の区	≅分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見静岡市長意見		項目番号	等申(案) 前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
② 水 環				2	(4) チ	流量が減少した場合の環境保全措置の実施に当たっては、代替水源の位置や工 法を県、関係機関及び河川法に基づく流水の占用の許可を受けている者等利水 関係者に対し事前説明の上、了解を得ること。
境				2	(4) ツ	代替水源の確保を含む河川流量の回復対策の検討及び実施に当たっては、県及 び関係機関と継続して協議すること。また、必要な場合は専門家の指導及び助 言を受け環境保全措置を実施すること。
③土壌環境等	土壌に係る環境	形 要な地形	4 土壌環境・その他 (2)大井川上流の椹島周辺及び伝付峠周辺には、特徴的な地形質を観察できるジオサイト候補地がいくつか存在するため、林道の修工事がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮すること。	地 3	(1)	大井川上流の椹島周辺及び伝付峠周辺には、特徴的な地形地質を観察できるジオサイトがいくつか存在するため、林道の補修工事等による土地改変がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮すること。 意見概要書には、「赤石渡ー赤石ダム間の林道沿いにおいて、寸又川層群のタービダイトが連続的に褶曲している様子を観察することができることから、この林道沿いの連続露頭をモルタル吹付などで喪失しないこと」を求める意見があったため、林道の補修工事等の際には関係機関と協議すること。
境等			事業者は、自然由来の重金属類に関する調査では静岡市田代地区における1地点の調査を実施し、準備書8-3-2-6のか予測結果には「土壌汚染対策法に基づく指定基準に適合しない自然由来の重金属類や酸性化のおそれのある土壌は確認されなかった。」と記載している。しかしながら、今後、先進坑、本坑、それに繋がる斜坑を深度400mに及ぶ大深部に建設するにあたり、1地点の調査結果のみに基づき、上述に続き「したがって、汚染された発生土の搬出による汚染はない。」と予測し、「事業者の実行可能な範囲内で環境影響の回避又は低減が図られている。」と評価するのには根拠が不足している。したがって、環境保全措置または事後調査において、掘削土に含まれる重金属類の含有量、全含有量、溶出量を一定土量ごとに測定し、掘削土からの汚染が無いことを確認する必要がある。	染等	(2) ア	自然由来の重金属類に関する調査では静岡市田代地区における1地点の調査を実施し、土壌汚染対策法に基づく指定基準に適合しない自然由来の重金属類や酸性化のおそれのある土壌は確認されなかったとしているが、今後、先進坑、本坑、それに繋がる斜坑を深度400メートルに及ぶ大深部に建設するに当たり、1地点の調査結果のみに基づき、「汚染された発生土の搬出による汚染はなく事業者のみに基づき、「汚染された発生土の搬出による汚染はなく事業者の実行可能な範囲内で環境影響の回避又は低減が図られている」と評価するのには根拠が不足している。このため、掘削土に含まれる重金属類の含有量、全含有量、溶出量を一定土量ごとに測定する等の調査を実施し、定期的に県等に報告し、公表すること。また、有害物質が検出された場合の対応方針をあらかじめ定めること。
			静岡市葵区田代地区において、1地点土壌中の自然由来の可能性のある重金属等の調査を実施しているが、自然由来の汚染状況を的確に捉えるためには、1地点では少ないと考えられ、今後、他の地点において、同様の調査を実施する必要があるのではないか。また、掘削された土壌を残土処理場に処理すると降雨等の影響で含有量のみで検出されていた有害物質が溶出する懸念もあることから、トンネル工事で実際に掘削を行った際に発生する残土を残土処理場に処理する前に、有害物質の含有量及び溶出量を確認する必要があるのではないか。さらに、残土処理場に処理した土壌周辺において、自然由来の有害物質に関する環境監視のためのモニタリング(河川水、地下水等)を実施すべきである。	3	(2) 1	降雨等の影響で含有量のみで検出されていた有害物質が、発生土置き場から溶出する懸念もあることから、発生土置き場周辺において、自然由来の有害物質に関する環境監視のための調査(河川水、地下水等)を実施し、定期的に県等に報告し、公表すること。また、有害物質が検出された場合の対応方針をあらかじめ定めること。

環境	環境要素の区分		市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案) 前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況		
③ 土 壌 環			工事中に遺跡と認められるものを発見した場合は、文化財保護法 第96条の規定に基づき、その現状を変更する事無く、遅滞なく静岡 市教育委員会を経由して静岡県教育委員会へ届け出てください。 また、その取り扱いについては、静岡市及び静岡県教育委員会と 協議すること。	3	3 (3)	工事の実施に当たっては、遺跡と認められるものの発見及び取扱いに十分注意 すること。		
壌 環境 等		その他	・大量な電力が消費されるが、算出根拠が明確でない。					
			・東京から大阪間で電力74万kWを使用するという説明は疑問、もっと多いのではないか。 ・リニアには原発の稼動が必須となる。自然の摂理、人間の道理や尊厳を無視した計画である。	3	(4) ア	常設の住民相談窓口を設置し、住民の不安や疑問に応えるとともに、対応状況を記録し、関係機関からの求めに応じ、その内容を提供すること。		
			・人口減少、大量の電力消費、電磁波、フォッサマグナの存在、水脈分断、発生土置き場といった問題があり、心配している。 ・誰が未来に生きる子孫に責任が取れるのか。					
			・JR東海が公開している電磁波は、安全の目安となる2ミリガウスからかけ離れた巨大な値である。大きな電磁波に被曝することになり、人体に影響が無いか細胞レベルの影響を証明すべきである。 ・特定の電磁波は、動植物や昆虫にも影響がある。			一般的な意味での「電磁波」として扱うべき対象は、超電導リニアにはないと しているが、意見概要書や公聴会で寄せられた住民の懸念に応えるため、なぜ ないのか等を含め、電磁波及び磁界についての分かりやすい説明を示すこと。		
			・電磁波の影響や大深度トンネル掘削工事が耐えられるかの説明 を求める。	3	(4) 1			

環均	意要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番	号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
動物	、	準備書8-4-1-87 環境保全措置の効果に不確実性があるのはコンディショニングだけとは限らず、予測評価の対象とされた重要種の多くに及ぶと考えられ、事後調査は多くの種に対してなされるべきである。また、事後調査の計画には工事中のモニタリングも含めることが望まれる。そして、それらの対応については、専門家の助言を受けて実施する必要があり、それらについて評価書に記載されたい。		4 (1)		河川流量の減少に不確実性があることや発生土置き場の計画が不明確であることから、工事中及び供用時における動物への影響について、専門家の指導及び助言を受けて調査及び環境保全措置を実施すること。	【委員意見】今後の専門家による調査結果を事業者の環境保全措置に反映させるべき。 【反映状況】専門家の指導及び助言を受けて環境保全措置を講じる旨記載しました。
j j	やき生息地		5 動物、植物、生態系(3)短期間での調査には限界があるため、長年の調査結果である文献の重要性を再認識し、その上で文献確認種についても生息を前提に環境保全措置を講ずること。特に、魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジなど生息情報のある種については、その情報の把握に努め、必要な調査の実施及び環境保全措置を講ずること。	4 (2)		短期間での現地調査には限界があることから、長年の調査結果である文献の重要性を再認識し、生息を前提に環境保全措置を記載している文献確認種のうち、魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジ等、生息情報のある種については、その位置及び生息数等の情報把握に努めること。	
			4	4 (3)		現地で希少種を確認した場合は、専門家の指導及び助言を受けて、環境保全措置を講ずること。	【委員意見】今後、重要種が出てきた場合の 対応も記載すること。 【反映状況】記載しました。
				4 (4)		普通種であるホンシュウトガリネズミと、環境省レッドリストで準絶滅危惧に 位置付けられているアズミトガリネズミ等、普通種と希少種の種判定が困難で ある種については、判定根拠を示すこと。	
				4 (5)		夜間工事や宿舎において、夜行性の動物や昆虫のうち走光性のある希少種に影響の少ない光源の使用や光の広がりを抑える等の環境保全措置を講ずること。	
		準備書4-2-1-75、77 対象事業実施区域は、南アルプス鳥獣保護区及び椹島鳥獣保護 区の区域内又は区域周辺にかかるため、生息鳥獣に対する影響 について、十分に留意されたい。		4 (6) ア	,	ア 鳥獣類 本事業実施区域は、南アルプス鳥獣保護区及び椹島鳥獣保護区の区域内又は区 域周辺に含まれるため、生息鳥獣についての環境保全措置を講ずること。	
			5 動物、植物、生態系 (5)イヌワシ、クマタカについて、静岡県域で営巣場所は確認されて いないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に 行動圏を把握するために、事後調査に当たっては、専門家の指導及 び助言を受けて適切な調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な 調査を実施すること。	4 (6) イ	(7	イ 猛禽類 イヌワシ、クマタカについて、静岡県内の事業実施区域では営巣場所が確認されていないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に行動 圏を把握するため、事後調査に当たっては、専門家の指導及び助言を受けて調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。 また、イヌワシは、飛行軌跡から工事箇所近傍でも営巣する可能性が高いと思われるため、工事着手前から継続的に調査を実施すること。	【委員意見】調査の精度を上げ、広域で見てほしい。 【反映状況】専門家の指導及び助言を受けて 広域的な調査を実施する旨記載しました。
			5 動物、植物、生態系 (6)騒音等により、貴重な猛禽類に影響を与えることがないよう、専門家の指導及び助言を受けてさらなる環境保全措置を講ずること。	4 (6) イ	(-	イ 猛禽類 イ) 騒音等により、希少猛禽類に影響を与えることがないよう、専門家の指導及び 助言を受けて、必要に応じ追加の環境保全措置を講ずること。	【委員意見】イヌワシ、クマタカを騒音により刺激しない措置をとること。 【反映状況】専門家の指導及び助言を受け措置をとる旨記載しました。
				4 (6) ウ	(7	ウ 両生類 西俣一帯の多くの枝沢はサンショウウオ類やカエル類の産卵場所、幼生の生息場所として使われる等、西俣は大井川上流でも生物の多様性に富む地域であり、流量の減少が生態系に深刻な影響を与えることが予想される。また、二軒小屋以南の発生土置き場候補地や近傍の林道上もそれらの種の繁殖や冬眠の場所になっており、建設発生土処理により生息は困難になると考えられるため、適切な環境保全措置を講ずること。	

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項	目番	号	答申 (案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
<b>④</b> 動物	・(準備書8-4-1-83)両生類の生息には河川水の濁度、pH、水温、水量が影響するため、それら項目を計測するなどモニタリングを実施し、計測データはチェック機能が働くよう公表されたい。		4 (6	6) ウ	) (イ)	ウ 両生類 両生類の生息には河川水の濁度、pH、水温、流量が影響するため、それら項目 を計測するなどの調査を実施し、計測データは県等に報告し、公表すること。	
		5 動物、植物、生態系 (4)文献調査のみで確認された重要種に対する予測結果では、「一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される」(準備書8-41-80~82)としているが、一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し多様性を保持しているため、動物の各種の生息環境の把握については、植生図のみならずその種に対応した植生等の調査を実施するなど生息環境の把握に努め、適切な環境保全措置を講ずること。	4 (6	3) エ		エ 昆虫類 タカネキマダラセセリ、クモマツマキチョウ、ミヤマシロチョウ及びオオイチ モンジは、南アルプスの静岡県域が分布の南限であり、絶滅の危険性が非常に 高まっていることから、それぞれの種の食草・食樹及び成虫の蜜源植物が十分にあることが必須であるため、各種ごとの生息環境の保全について配慮した環境保全措置を講ずること。	
			4 (6)	) オ	F	オ 魚類 現地調査ではヤマトイワナが確認できなかったとの結果であるが、研究者や地 元からは施工の影響を受ける範囲内に生息地域があるとの情報が寄せられてい る。 このため、ヤマトイワナの産卵場や主な生息場である沢を中心に現況の流量や 生息状況について、継続的に専門家の指導及び助言を受けて調査計画を立案、 実施するとともに、流量が減少した場合に環境保全措置を講ずること。	
	工事施工ヤード又は発生土置き場から細粒物質が流出して堆積 し、水生生物や付着藻類に影響を及ぼさないようにすること。	5 動物、植物、生態系 (2)本事業では、工事施工ヤード、宿舎、発生土置き場など複数の発生源から1つの流域に排水することや、トンネル掘削等による水量の減少による河川環境への影響が懸念される。そのため、以下の事項について適切に対応すること。 ① 水質、水量の変化により、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オオナガレトビケラ、Protoplasa属をはじめとする貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、不測の事態も想定した上で、本事業における排水対策に万全を期すこと。 ② 水質・水量の変化については不確実性が高いことから、水生生物についても事後調査を実施し、調査結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。 ③ 河川は線的な環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範囲について改めて予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を見直し、評価書に記載すること。	4 (6)	)) <del>)</del>		カ 底生動物 本事業では、工事施工ヤード又は発生土置き場から細粒物質が流出して河川の水底に堆積することによる底生動物や付着藻類の生息・生育への影響、宿舎からの排水による水質への影響、トンネル掘削等による流量の減少による河川環境への影響が懸念される。本事業による水質・流量の変化については不確実性が高いことから、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オオナガレトビケラ、Protoplasa属を始めとする底生動物について調査を実施し、結果を県等に報告するとともに、必要に応じて環境保全措置を講ずること。	
	・河川掘削がないため、底質への影響がないとしているが、工事によるSSの流出による底質への影響を記載していない。  (準備書8-4-1-36)キヌキリグモ、タカネエビスグモなど、改変区域周辺において局所的に分布することが確認されている種は、改変等による影響を強く受けることが予想されるため、影響がないとするならば周辺の同様の生息環境にも多く確認されていることを証拠付ける必要がある。また、湿度の高い環境を好む種については、水位低下による水環境の変化で生息域が縮小又は消失することが予測されるため、影響について再検討し、影響があるようであればモニタリング等保全措置を再考されたい。		4 (6	3) +	-	キ 真正クモ類 準備書に記載されているキヌキリグモやタカネエビスグモは、局所的に分布しているため、工事による地形改変の影響を受けるおそれがあり、湿度の高い環境を好むアケボノユウレイグモ、エンシュウナミハグモ、ミヤマナミハグモは、水位低下による水環境の変化で生息域が縮小又は消失するおそれがあるため、専門家の指導及び助言を受けて環境保全措置を講ずること。	

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項	目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
Temp	・緑化を適切に行うこと		5 (1	)	工事に伴う裸地への帰化植物の侵入に対する環境保全措置を講ずること。	
			5 (2	2)	緑化については、専門家の指導及び助言を受け、関係機関と協議すること。	
	( 記 こ の 村	5 動物、植物、生態系 8)今回の調査では、調査区域内に生育する全ての貴重な植物を確認できているわけではなく、工事中に新たに確認される可能性があることから、あらかじめ移植について想定しておくこと。なお、重要な種の移植、播種に当たっては、植物園に類する施設を設けるなど、当該植物の生育を管理できる場所において実施すること。また、その旨を平価書に記載すること。	5 (3	3)	準備書では、調査区域内に生育する全ての希少な植物や菌類を確認できているわけではなく、工事中に新たに確認される可能性があることから、あらかじめ環境保全措置について対応方針を定めること。なお、重要な種の移植、播種は、専門家の指導及び助言を受けて、当該植物の生育を管理できる場所において実施し記録すること。	【委員意見】移植する場合は、後に確認できるようデータを残すこと。 【反映状況】生育を管理できる場所で実施し、記録する旨記載しました。
	準備書8-4-2-36、41 静岡県希少野生動植物保護条例の指定種であり、採取・損傷が 禁止されているホテイランについて、「生育環境の一部は保全され ない可能性がある」とされ、「移植・播種を行うことで、重要な種の生 育環境への影響を代償することができる。」とされているが、共生菌 に依存する当該種の移植技術が確立しているとは言えず、移植は 困難であると考えられる。移植しても保全されないのであれば、採 取許可は認めがたいため、回避策を検討されたい。移植に問題は ないと考えるのであれば、移植の実例を報告した論文等を具体的 に示すこと。		5 (4	1)	静岡県希少野生動植物保護条例で指定種に指定しているホテイランは、採取・ 損傷が禁止されているため、生育地における改変行為を回避すること。	
	準備書8-4-2-37 アオキランの確認状況として、「合計12地点100個体以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で9地点100個体以上、改変の可能性のある範囲の近傍で2地点36個体、相当離れた地域で1地点3個体確認された」とあり、ほとんどの自生地・個体が失われる可能性があるのにも関わらず、「周辺に同質の生育環境が広く分布する」「以上のことから、生育環境は保全される」とされている。アオキランは、生育環境が保全されない種として整理されるべきである。ユウシュンランについても同様である。		5 (5	5)	環境省レッドリストで絶滅危惧 I A類であるアオキランは、準備書の予測結果では、ほとんどの自生地・個体が失われるおそれがある。環境省レッドリストで絶滅危惧 II 類及び、静岡県レッドデータブックで I B類であるユウシュンランについても同様であるため「周辺に同質の生育環境が広く分布する」ことを理由に生育環境は保全されるとするならば、同質の生育環境でのアオキラン及びユウシュンランの生育の確認状況など、その根拠を示すこと。	
	年順書8-4-2-38 環境保全措置として移植・播種が検討されているが、その実例を報告した論文等を具体的に示し、現実性を明らかにすべきである。特に腐生植物は寄生する菌類が保全されない限り生育は難しく、その群落の周辺を広く保全しなければならず、移植は困難であると考える。同様に、ヤマドリタケは外生菌根菌であり、一般的に人工的な移植・播種は非常に困難で、その効果は期待できないと考える。		5 (6	3)	アオキラン等腐生植物は、寄生する菌類が保全されない限り生育は難しく、その群落の周辺を広く保全する必要があり、移植は困難であるため、環境保全措置として検討されている移植・播種については、その実現性を科学的に示すこと。	
	(準備書8-4-2-39)環境保全措置の項目で、ヤマドリタケを移植することとなっているが、本種を移植しても移植先での生育は困難である。移植しても移植先で生育する実例・根拠を明確に示すこと。示せないのであれば環境保全措置を再考されたい。  (準備書8-4-2-39)菌類の保全策として、生育地の表層土が保持されることが重要であるので、残土が処分され改変される場所については、表層土を一時別の場所に仮置きし、残土搬出後に仮置きした表層土を戻す(上から被せる)など、植生基盤が保持されるよう、環境保全措置を再検討されたい。		5 (7)	)	【菌類】 ヤマドリタケは、移植が困難であるため、移植以外の環境保全措置を講ずること。	

環境要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	<b>答申</b> (案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
6 生 態 系	【川根本町】 ・自然環境、生態系に影響を与えることがないようにすること	5 動物、植物、生態系 (7)動物の調査結果については、調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種と個体数を評価書に記載するとともに、重要種の個体数を明らかにすること。	6 (1)	希少種の生息・生育を守るためには普通種の生息・生育が必須であり、希少種 を取り巻く普通種の生息・生育状況の把握も重要であることから動植物の調査 結果については、調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種と個体 数を示すこと。	
系			6 (2)	大雨等により大井川本流の底生動物に影響が出た時には、本流に流入する沢からの流れが大井川本川の底生動物の復元に重要な役割を担うため、沢からの代替水源の確保に当たっては、沢枯れ等を起こさないよう実施すること。	
	準備書8-4-1-69 魚類の影響評価には、地下水脈の遮断による本流や特定の沢の 渇水によって、食物となる底生動物の減少や、繁殖のための移動 や仔稚魚の移動の阻害など、生活史全般から考える必要があり、 評価について再考されたい。		6 (3)	陸水域生態系は、地下水脈の遮断による本流や沢の流量の減少により、食物となる底生動物の減少や、繁殖のための移動や仔稚魚の移動の阻害など、生活史全般を考える必要がある。このため、陸水域生態系の上位に位置するイワナ等を対象に、環境条件が満足されているかの継続した調査を実施すること。	
	準備書図8-4-3-5 山地の生態系(赤石地域)における食物連鎖の模式図において、 生産者、消費者はあるが、分解者である菌類についての記載が省 略されている。菌類の存在は、それに依存する動植物の生息・生育 に影響するため、追記されたい。 (準備書図8-4-3-5)食物連鎖の模式図に貝類の記載がない	6	(4)	南アルプスの生態系を考える上では、分解者まで含めた生態系を考えるべきであり、山地の生態系(赤石地域)における食物連鎖の模式図に、分解者である菌類について示すこと。また、消費者である真正クモ類や陸産貝類についても生態系の構成要素として示すこと。	
		5 動物、植物、生態系(1)大井川源流部に生息・生育する希少な動植物に対しては、静岡県版レッドデータブックの保護方針に沿って適切に対応すること。また、生物多様性の保全を考慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入し、その状況は事後調査において確認すること。なお、この場合、周辺の生物群集への影響について調査し、影響がないことを確認するとともに、教育目的での利用が図られるよう配慮すること。	6 (5)	大井川源流部に生息・生育する希少動植物に対しては、静岡県版レッドデータブック等の種ごとの保護方針に沿って保全すること。また、生物多様性の保全を考慮した施工に当たり、回避できない損失がある場合は、生物多様性オフセットの考え方に基づく移植等の代償措置等を講じ、その状況について調査を実施すること。なお、この場合、周辺の生物群集への影響についても調査し、影響がないことを確認するとともに、教育目的での利用が図られるよう配慮すること。	
		5 動物、植物、生態系 (9) 林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、十分に環境に配慮した工法を採用するとともに、専門家の指導及び助言を受けて設計等を行うこと。	6)	林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、専門家の指導及び助言を受けて十分に環境に配慮した工法を採用すること。	
		5 動物、植物、生態系 (10) 林道東俣線において、安全上必要な補修等を行う際は、新たな 生息環境の創出などの代償措置を実施すること。この場合、新たに 創出した環境の状況を事後調査において確認すること。	3 (7)	林道東俣線において、安全上必要な補修等を行う際は、代償措置を実施すること。この場合、新たに創出した環境の状況を調査し、県等へ報告、公表すること。	
	準備書4-2-2-24 当該開発区域は、自然公園法に基づき南アルプス国立公園(特別保護地区等)に指定されており、たとえ大深部であっても公園区域内にかかる一連の開発行為は自然公園法に基づく手続が必要である。 また、静岡県自然公園条例に基づく奥大井県立自然公園(特別地域)も開発区域に含まれることから、こちらの区域内に関しても同様である。 加えて、静岡県希少野生動植物保護条例で指定されている指定希少野生動植物に対する採取及び損傷行為等も同様に手続が必要である。 更に、本県としては、上述指定区域以外においても静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全のために自然環境保全協定の締結を求める。 これら法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況に関しても、当該項目内に記載すべきである。		6 (8)	土地改変を行う地域はもとより、事業により環境影響の生じるおそれのある地域の自然環境の破壊の防止や植生の回復、自然環境の保全のため県と自然環境 保全協定を締結すること。	

環境	要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見静岡市長意見	項目番号	答申 (案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
つ テ 観 と自然の豊かな触れ合い	景観主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	発生土置き場7箇所のうち最北部の扇沢候補地の周辺は、蝙蝠岳への登山ルートから富士山方向を眺望した際に視界に入る可能性がある。また、燕沢など他の6箇所は、大井川沿いに設置予定のため、林道東俣線から大井川方向を眺望した際に視界に入る可能性がある。 エ事中の景観は「道路マニュアル」を参考にしてフォトモンタージュではなく図上解析したとの事業者見解だが、「道路マニュアル」では「工事施工ヤード」の景観の予測手法の一例として図上解析とする一方で、事業でとに適切の手法の選択が望ましいとしている。よって、当該地域が南アルプスエコバークの登録を目指す地域等の地域性を踏まえ、富士山はもちろん、大井川そのものに加えて周囲の森林、吊橋や稜線等が一体となったものが南アルブスの景観資源として捉えるとともに、林道東俣線は人とふれあいの活動の場との認識(準備書PB-5-20)に加えて林道治場・散望、点と捉え、中の宿吊橋も登山道であるから眺望点と捉え、工事中の景観の予測をフォトモンタージュの手法で行うとともに、景観に一分に配慮した発生工置き場の構造や形状等とする必要がある。また、工事完了後、トンネルの存在)の非常口について、予測手法をフォトモンタージュが示されていない理由は、非常口と景観資源である大井川を同時に眺望できる眺望点がないからとのことだが、上述のとおり河川に加え周囲の森林等も一体に捉えて、林道からの眺望の影響の有無に支障がないかフォトモンタージュ法を用いて予測評価する必要がある。 ・ 水道沿いの連続露頭をモルタル吹付などで喪失させないこと・アクセス道路沿いの景観について環境影響評価すること・発生土置き場がマ学の景観について環境影響評価すること・発生土置き場がマ学の景観について環境影響評価するとと・発生土置き場がマ学の景観であれがある。・ アクセス道路の景観の悪化の恐れがある。・ アクセス道路の景観の悪化の恐れがある。	ては、フォトモンタージュ  議すること。また、周囲 及び登山道の利用者の	発生土置き場7箇所のうち最北部の扇沢源頭部の周辺は、蝙蝠岳への登山ルートから富士山方向を眺望した際に視界に入るおそれがある。また、燕沢など他の6箇所は、大井川沿いに設置予定のため、林道東俣線から大井川方向を眺望した際に視界に入るおそれがある。このため、当該地域が南アルプスエコパークの登録を目指す地域であることを踏まえ、富士山はもとより大井川、周囲の森林、吊橋や稜線等を南アルプスの景観資源として捉えるとともに、林道東俣線沿線及び登山道である中の宿吊橋を眺望点と捉え、工事中の景観をフォトモンタージュを用いて予測・評価すること。また、非常口についてもフォトモンタージュを用いて予測・評価すること。フォトモンタージュの結果により、発生土置き場の存在が、南アルプスの景観をとする観光資源としての価値を損なうことのないよう、発生土置き場の構造・形態について、と協議すること。	
			7 (2)	鉄道施設の設置位置及び構造形式が周辺景観と調和するよう配慮すること。 また、工事期間が長期に及ぶため、作業員宿舎等の仮設構造物や、工事看板等 のサイン施設についても景観に配慮したものとなるよう、と協議すること。	
			7 (3)	発生土置き場は、周囲の環境と調和した構造・形態を保持し、林道及び登山道 の利用者の障害とならないよう、と協議すること。	

B	環境要素の区分		市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見静岡市長意見			答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
8 触 れ	オモリデョン	地へ合い舌動の場	・登山者や釣り人について、環境影響を受けるものとして配慮すること。	8	(1)	林道東俣線はとなっているため、林道を利用する地元住民や登山者をとする観光客に対し、工事用車両が最大で日478台通行することによる大気汚染、騒音及び景観の悪化等人と自然触れ合いの活動への影響を回避し、地元住民や観光客が期待する自然環境を保全すること。	
合い活動の場		の触れ合いの活動の場	8 人と自然との触れ合い (1) 南アルプスの豊かな自然が育む多様な生物村優れた景観を有する環境に魅せられてこの地を訪各所に露出する構造物のみならず、工事期間中のが自然と触れ合う活動が阻害される可能性は大要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の地動が行われるすべての場所において、人が自然と響がないよう配慮すること。	がれる人々にとって、 D事業活動により人 きい。このため、主 場に限らず、事業活	(2)	南アルプスの豊かな自然が育む多様な生物相の観察や、静謐で優れた景観を有する環境に魅せられてこの地を訪れる人々にとって、工事用車両の運行や建設機械の稼動等の工事は、人が自然と触れ合う活動を阻害する。このため、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場に限らず、工事が行われるの場所において、人が自然と触れ合う活動に影響がないよう、と協議すること。	
场			【再掲】 8 人と自然との触れ合い (2)発生土置き場の存在が、南アルプスの観光が 損なうことのないように、詳細な設計に当たっては、 等を作成し景観への影響について関係者と協議す の環境と調和した構造・形態を保持し、林道及び、 障害とならないよう、保守管理及びモニタリングを こと。	、フォトモンタージュ すること。また、周囲 登山道の利用者の	(3)	発生土置き場は、周囲の環境と調和した構造・形態とし、林道及び登山道の利用者の障害とならないよう、維持管理するとともに、現況写真を継続的に撮影し、県等に報告、公表すること。	
			8 人と自然との触れ合い (3)工事期間中は多くの工事車両が林道東俣線 るため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並 の指導の徹底など、安全確保のための十分な対策	びに工事関係者へ	(4)	工事期間中は多くの工事用車両が林道東俣線を通行することとなるため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並びに工事関係者への指導の徹底などにより、登山者を含む観光客の快適性を確保し、その状況を県等に報告、公表すること。	
9 廃 棄	環境への負荷	発達の存建設工事に伴う副産	6 廃棄物等 (8)工事現場や宿舎等から排出される一般廃棄物は、法令等及び静岡市一般廃棄物処理基本計画理するとともに、廃棄物となるものをできる限り持生抑制に努めること。	īに基づき適正に処 ち込まないなど、発	(1)	工事現場や宿舎等から排出される廃棄物の処理に当たっては、法令及び静岡市 一般廃棄物処理基本計画に基づき適正に処理するとともに、発生抑制に努める 等周辺環境に影響を及ぼすことがないよう必要な措置を講ずること。	
物		物	建設工事に伴い発生する廃棄物、発生土置場の設置に伴い発生 する伐採木くず及び従業員宿舎から発生する生活系ごみ等の廃棄 物について、周辺環境へ支障を及ぼすことがないよう、必要な対策 を講ずること。      (準備書3-21)河川脇の残土処分地周囲には土砂流出防止のため石垣等が設けられると思われるが、部材等に環境ホルモン等が				
				9	(2)	河川沿いの発生土置き場では土砂流出防止のために構造物を設ける場合、部材等から有害化学物質が溶出するおそれがあるため、環境影響の小さい部材を使用すること。	【委員意見】「環境ホルモン」は、「有害化学物質」等とすべき。 【反映状况】「有害化学物質」としました。
				9	(3)	汚泥の脱水処理に伴う排水については環境負荷が増大しないよう環境保全措置 を講ずること。	
			6 廃棄物等 (5)発生土置き場については、今回実施した調査 に応じて地元関係者や専門家等への意見聴取に 況を十分に把握し、環境影響が明らかな場合は と。	より周辺環境の状 9	(4)	発生土置き場については、準備書の調査結果に加え、必要に応じて地元関係者 や専門家等への意見聴取により周辺環境の状況を十分に把握した上で、候補地 を見直す場合は、新たな候補地に与える環境影響について、改めて検討し、と 協議するとともに、県等に報告し、公表すること。	
			【再掲】 静岡市葵区田代地区において、1地点土壌中の自然由来の可能性のある重金属等の調査を実施しているが、自然由来の汚染状況を的確に捉えるためには、1地点では少ないと考えられ、今後、他の地点において、同様の調査を実施する必要があるのではないか。 また、掘削された土壌を残土処理場に処理すると降雨等の影響で含有量のみで検出されていた有害物質が溶出する懸念もあることから、トンネルエ事で実際に掘削を行った際に発生する残土を残土処理場に処理する前に、有害物質の含有量及び溶出量を確認する必要があるのではないか。 さらに、残土処理場に処理した土壌周辺において、自然由来の有害物質に関する環境監視のためのモニタリング(河川水、地下水等)を実施すべきである。	9	(5)	発生土置き場における自然由来の有害物質に関する環境監視のための調査(河川水、地下水等)を実施し、調査結果を県等へ報告し、公表すること。	

環境要	要素の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目	目番号	· 答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
9 廃 棄 物		・自然との共生を目指した、子供の夢を壊さないリニア計画の実現」よって発	された発生土が、地震動、水流、土石流、風の自然力等に 生土置き場から飛散や流出がないように、場所の選定と構	(6)		地震動、水流、土石流、風の自然力等によって、発生土置き場から土砂の飛散 や流出がないように、専門家の指導及び助言を受け、位置の選定と構造等に万 全の措置を講ずること。	【委員意見】静岡市長意見では、「適切な措置」でなく「万全の措置」を求めている。 【反映状況】「万全の措置」としました。
		【再掲】 (準備書8-4-2-39)菌類の保全策として、生育地の表層土が 保持されることが重要であるので、残土が処分され改変される場所 については、表層土を一時別の場所に仮置きし、残土搬出後に仮 置きした表層土を戻す(上から被せる)など、植生基盤が保持され るよう、環境保全措置を再検討されたい。		9 (7)	)	環境保全措置で挙げられている緑化については、生育地の表層土が保持されることが重要であるため、発生土置き場については、盛土前の表層土を一時別の場所に仮置きし、建設発生土搬入後に仮置きした表層土を覆土するなど、植生基盤が保持されるよう措置を講ずること。	
			物等 県域においては、発生土処理による影響が大きいことから、 処理方法や再利用・再資源化などの計画とその実効性を可明らかにすること。また、その内容について、評価書作成の いら十分説明し、関係者の合意を得るよう努めること。	9 (8)	)	静岡県内においては、建設発生土処理による影響が大きいことから、具体的な 処理方法や再利用・再資源化などの計画とその実効性を可能な限り示すこと。 また、その内容について、評価書作成の前段階からに協議すること。	
			物等 :土置き場周辺の生物相や生態系、景観などの周辺環境に が響について、具体的な位置・規模等を明らかにし、環境影響 度施すること。なお、評価書作成までに明らかとならない場合 調査において実施し、その結果を適切に公表すること。	9 (9)		発生土置き場周辺の生物相や生態系、景観などの周辺環境に及ぼす影響について、発生土置き場の具体的な位置・規模等の詳細が明らかとなった場合は、県等に報告し、公表すること。	
		河川沿いの残土処理場については、崩壊等により河川管理上影響が無いような恒久的な計画とするとともに、河川との境界部については自然環境及び景観の観点から、背後地と水辺の連続性が確保できる構造を計画すること。					
		構造物の部材等に環境ホルモン等が含まれるおそれがあるため、 工事実施の際には、部材の安全データシートを公開すること。			10) ア		
		【再掲】 準備書8-4-1-56、57、60 上ダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、カジカガエルの生息 環境は保全されるとされているが、二軒小屋以南の残土処理つち 地や近傍の林道上はそれらの種の繁殖や冬眠の場所になってお り、残土処理により生息は困難になると考えられるため、保全策に ついて再考されたい。	9	9 (10)		(10)河川沿いの発生土置き場ア 崩壊等により河川管理上影響が無いような恒久的な施設とすること。また、河川との境界部については自然環境及び景観の観点から、水辺と背後地の連続性が確保できる構造を計画とすること。	
		【再掲】 (準備書3-21)河川脇の残土処分地周囲には土砂流出防止のため構造物が設けられると思われるが、部材等に環境ホルモン等が含まれる恐れがあるため、工事実施の際には部材の安全データシートを公開されたい。					
		(2)発生 損なうこと 等を作成 の環境と	自然との触れ合い ・土置き場の存在が、南アルプスの観光資源としての価値をとのないように、詳細な設計に当たっては、フォトモンタージュ ・ し景観への影響について関係者と協議すること。また、周囲 ・ 調和した構造・形態を保持し、林道及び登山道の利用者の らないよう、保守管理及びモニタリングを経年的に実施する				
				9 (10)	) 1	発生土置き場候補地や近傍の林道も両生類の繁殖や冬眠の場所になっているが、建設発生土を盛土することにより生息は困難になるため、環境保全措置を講ずること。	

環境要素の	[分 市町、議会、団体、公聴	会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	答申(案)	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
9 廃棄物	反対である。	(3 る 土をおくことは、崩壊の危険があり 起 が 質の稜線に崩壊の材料を積み上 の か が で め か が だ で が が が が が が が が が が が が が が が が が	廃棄物等 3) 南アルプスの稜線部には、第四紀以前に形成されたと考えられい起伏面が残存しており、扇沢源頭部もそのひとつである。この小伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、重量物ある発生土を積み上げることは重力を変定を促進し、発生土を方と山体崩壊を促進するおそれがあり、下流部に重大な影響を与えれない。また、発生土の運搬のために工事用道路(トンネル)を設することは、発生土の増加や新たな環境変化を生むこととなるた、同地での発生土の処理は回避すること。	9 (11) ア	(11) 扇沢源頭部 ア 南アルプスの稜線部には、第四紀以前に形成されたと考えられる小起伏面が残存しており、扇沢源頭部もそのひとつである。この小起伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食が進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、建設発生土を盛土することは重力不安定を助長し、建設発生土を含めた山体崩壊を招き、下流部に重大な環境影響を与えるおそれがあるため、同地での発生土の処理は回避を含め、検討すること。ただし、回避する場合は、残りの候補地6箇所への環境負荷の増大又は新たな候補地に与える環境影響について、改めて検討し、関係機関と協議するとともに、県等に報告し、公表すること。	
				9 (11)イ	候補地は、これまで樹木の伐採は行われてきたが、土地改変は行われていないため、他の候補地に比べ豊かな自然が残されている。しかし、標高が高いことや、不安定な斜面であるため、一度改変してしまうと樹木の再生及び緑化が困難な地であることから、緑化工法について。	【委員意見】静岡市長意見では「慎重に対応すること」ではなく、「回避すること」を求めているため、「回避又は別の代替案を考える」等の表記とすべきではないか。 【反映状況】「回避を含め、検討すること」
			9 (11) ウ	候補地内に生育するホテイランは、静岡県希少野生動植物保護条例の指定種で あるため生育を阻害しないよう回避すること。	とし、回避する場合も新たな候補地等に与える影響について検討し、関係行政機関と協議すること、ホテイランを回避すること等を記載しました。	
	れる。  エ事中の景観は「道路マニュアジュではなく図上解析したとの事 ニュアル」では「工事施エヤード」 図上解析としているが、一方で事ましいとしている。 よって、当該地域が南アルプスの地域性を踏まえ、工事中の景観法で行う必要がある。	際に視界に入る可能性があるのを使った予測・評価が必要と思わいまで使った予測・評価が必要と思わいまな。		9 (11) エ	候補地は、蝙蝠岳への登山ルートから富士山方向を眺望した際に視界に入るおそれがあるため、工事中の景観をフォトモンタージュにより予測評価し、富士山の眺望を損なうことのないよう景観に配慮した発生土置き場の構造や形状等とすること。	
	<b>వ</b> 。	(4 れえ え 石流の被害を増幅することにな 計画された発生土置き場は土石流 き 必要である。 が す る	廃棄物等  1) 無沢平坦地については、千枚岳崩れの崩壊砂礫が大井川に流込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考られる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たさたと考えられる。本事業において、同地に大量の発生土を置、その保護のために排壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響をぼすため、新たな環境影響評価が必要である。さらには、土石流発生した場合、直線的な人工的通路を通って一気に狭窄部に流入ることにより、以前にも増して下流側への影響の拡大が懸念され。そのため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、場所選定及び構造に配慮すること。	9 (12) ア	(12) 燕沢 ア 燕沢平坦地については、千枚岳崩れの崩壊砂礫が大井川に流れ込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考えられる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡散・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たしてきたと考えられる。本事業において、同地に大量の建設発生土を置き、流出防止のために擁壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響を及ぼすこととなり、さらには、土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通って一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への環境影響の拡大が懸念される。このため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、位置の選定及び構造について、関係機関と協議すること。	
				9 (12) イ	林道東俣線から大井川方向を眺望した際に視界に入るおそれがあるため、工事中の景観をフォトモンタージュにより予測評価し、景観に配慮した発生土置き場の構造や形状等とすること。	

環境要素	の区分	市町、議会、団体、公聴会、庁内連絡会議等意見	静岡市長意見	項目番号	<b>答申(案)</b>	前回審査会で述べられた 委員意見の反映状況
⑩温室効果ガ	<b>効</b> 長 ヴ ス		/ 温至効果ガス (1)本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温 室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。	0 (1)	準備書によると、本工事の実施による温室効果ガス排出量は2.5万-C0/年との記載があるが、これは平成22年度に静岡市内の建設業から排出された6.7万-C02/年の1/3に相当する量である。このことからも、本工事実施による温室効果ガス排出量の削減に努めるととも	
果ガス		計画について明確にすることが必安である。	7 温室効果ガス (2)供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動により排出される温室効果ガスについても、カーボン・オフセットによる削減対策を検討すること。		に、排出及び削減状況を公表すること。また、の発生源について内訳を示すこと。	
			10	0 (2)	供用後は、東海道新幹線に加えて中央新幹線から排出される温室効果ガスが上乗せされることにより、現状よりも排出量が増えると予想される。 国土交通省作成の「東京都と大阪府の期間分担予測」に基づき、2045年における東京一大阪間の移動に伴うC02排出量を試算すると、中央新幹線のあるケース(基本ケース)は、中央新幹線のないケースに比べ1.4倍と大幅に増加する。このため、列車の運行に係る温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、排出及び削減状況を公表すること。	
			1(	0 (3)	工事実施時及び供用後の事業活動により排出される温室効果ガス排出削減に取り組、カーボン・オフセット(注7)を導入し、排出ガスが増加しないように努めること。	
		作業ヤードについて、改変範囲を出来るだけ小さくするとともに、工事においては環境配慮型の機器を活用し、環境負荷を低減すること	10	0 (4)	工事においては環境配慮型の機器を使用し、環境負荷及び温室効果ガスを低減すること。	【委員意見】トンネル湧水をポンプアップして河川へ戻す場合について考えるべき。 【反映状況】ポンプにより排出して戻す場合は、温室効果ガス量を抑制する手法を採用する旨記載しました。